

第6回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成30年9月11日(火) 15時から16時50分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (19名)

井上 治康	会長	山口 弘行	委員
北原 康德	会長代理	柿原 栄司	委員
税田 悟	委員	焼山 穂積	委員
内藤 茂正	委員	平山 文雄	委員
川波 康利	委員	平田 豊美	委員
田邊 直美	委員	神本 明彦	委員
山田 善悟	委員	倉掛 喜人	委員
柳 幸敏	委員	前田 政實	委員
段浦 眞由美	委員	矢野 榮	委員
熊本 福實	委員		

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 平成30年9月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地改良行為について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第6号 平成30年度秋季農作業協定標準賃金について

その他

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

柿原 栄司 委員、 焼山 穂積 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 林田 真弓

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成30年度第6回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。本日の総会に、現在の出席数は定員19名中全員ですので総会は成立しております。それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしく申し上げます。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席をお願いします。 次第2、会長挨拶でございます。会長よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名をいたします。11番 柿原委員と12番 焼山委員にお願いをいたします。</p>
事務局	<p>よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開きください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号4を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申しあげます。</p>
議 長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

事務局	<p>(報告第2号 番号1～番号7を読みあげる)</p> <p>以上ご報告申しあげます。</p>
議長	<p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 平成30年9月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。 議案第1号 平成30年9月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第1号 平成30年9月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書8ページをお開きください。 議案第2号 農地改良行為届について 上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。理由 農地改良行為届が提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p>

議 長	<p>議案第2号の番号1に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1と2については交換になりますので一括審議とします。番号1と2について、事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>議案書9ページをお開きください。</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号1、番号2を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図 4～5ページをご覧ください。 審査基準につきましては、11ページの調査書をご覧ください。 今回申請のあった番号1と番号2の申請者である〇〇氏と〇〇氏は、申請地周辺に隣接する農地を交差するように所有してあります。今回の3条申請は、それぞれの農地を今後一体的に利用し、有効活用していくための交換申請です。 原則、3条の許可申請においては、譲受人が5,000㎡以上の耕作者という下限面積の要件(農地法第3条第2項第5号)がありますが、現在、佐藤氏と倉掛氏はその要件を満たしていません。しかし、今回の交換事案に関しましては、黒板に記載しています、不許可の例外規定に該当すると判断します。今回申請の農地については、隣接した農地と一体で取得しなければ耕作上不便であると考えられ、“隣接地一体活用”という面から不許可の例外に該当すると判断し問題はないと考えます。以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1と2について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号1と2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1と2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号3を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図 6ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、12ページの調査書をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>

議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号3に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号4を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図7ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、12ページの調査書 番号4をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号4について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号4に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1について審議にはいります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書13ページをお開きください。 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 4条知事許可分 本日付 会長名でございます。 理由 農地法第4条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第7条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、申請地489㎡を貸露天駐車場及び露天資材置場として整備し賃貸収入を得るための転用申請です。転用後に借り受ける者についても既に計画されております。 他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、北側に農地の広がり、概ね10ha以上の規模の一团の農地の区域内につながる農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して整備される、周辺地域において居住する者の必要とされる設備であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。</p>

	<p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
2 番	<p>畑として使用してあり、現況は手前にハゼの木が数本植えてあり、奥は畑になっています。少し段差があるので使用する場合は手前の道路の方に傾斜をさせながら、資材置場と駐車場になると思います。雨水なども、手前の道路の方に流れるので問題はないと思います。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>露天駐車場という事で建物は建たないと思いますので、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号1は、全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書14ページをお開きください。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>宅地建物取引業の譲受人は、申請地の田2, 778㎡を造成し、6区画の宅地分譲地として販売する目的での転用申請となっております。通常、宅地分譲のみの農地転用は許可されませんが、都市計画法に基づき指定された用途地域内にある農地で宅地建物取引業の免許を取得しているものを行う転用については、例外的に転用が可能となっております。</p> <p>他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願いします。</p>
16番	<p>宅地分譲で問題はないと思います。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>

会長代理	何も問題はありません。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	議案第5号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第5号の番号2について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号2を読みあげる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、アパート住まいですが、現在の住居では手狭であることから、申請地を購入して、住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積81.15㎡の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第5号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。
12番	道がないのでセットバックして道を作るようになっています。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	下水道については、公共事業になるとのことです。雨水については横にある側溝の排水に流れるようになっているので問題はないと思います。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	議案第5号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第5号の番号3について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号3を読みあげる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。

	<p>申請人は、申請地 760 m²を貸露天資材置場として整備し賃貸収入を得るための転用申請です。転用後に借り受ける者についても既に計画されております。</p> <p>他の法令の許可申請はありません。次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、北側に農地の広がりがあり、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内につながる農地であることから、農地の区分は第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して整備される、周辺地域において居住する者の必要とされる設備であることから、第 1 種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第 5 号の番号 3 について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
1 5 番	<p>申請人の自宅と道路を挟んで隣接しており、反対側は田と畑があり、もともと道と同じ高さでしたが、数年前にかさ上げされており、そこを資材置き場として転用されるという事ですが、図面を確認しますと、かさ上げたところも車の出入りがしやすいように地下げをするようになっております。隣接の田や畑のところは、防草シートを張る計画になっております。雨水の問題ですが、既存の排水路がありますので問題はないと思います。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>露天資材置場という事ですので、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第 5 号の番号 3 に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第 5 号の番号 3 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第 6 号 平成 3 0 年度 秋季農作業協定標準賃金について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1 5 ページをお開きください。</p> <p>議案第 6 号 平成 3 0 年度 秋季 農作業協定 標準賃金について 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 平成 3 0 年 8 月 2 7 日に開催された福岡県農業会議 朝倉支部 秋季農作業賃金 改定協議において、今年度の秋季農作業賃金が改定されたので承認を求めます。</p> <p>今回、標準農作業賃金改定について、朝倉支部会議において協議が行われました。</p> <p>その結果、朝倉市、東峰村、筑前町の三市町村においては、平成 3 0 年度の各作業賃金は平成 2 9 年度から据え置きでいく案が提示されております。</p> <p>つきましては、1 5 ページの標準賃金表のとおり、当町におきましては、平成 3 0 年度は、いずれの額においても、平成 2 9 年度と同額の金額での決定でよいか、ご提案申し上げます。</p> <p>決定しましたら、ちくぜん広報 1 0 月号、および窓口にて価格表を公表または配布の予定です。</p> <p>筑前町 秋季農作業協定 標準賃金表 作業名 コンバイン 稲 1 0 アール当たり 1 6, 4 0 0 円 運搬・カッターを含む、 倒伏状態により 増</p>

	<p>同じく バインダー 稲 10アール当たり 7,800円 倒伏状態により 増 同じく 稲 脱穀作業 10アール当たり 8,600円 同じく 稲刈りから乾燥調整 10アール当たり 26,000円 同じく もみ乾燥 コンバイン袋 1袋 400円 同じく トラクターによる耕起 10アール当たり 7,500円 大豆後 5,200円 同じく 一般農作業 1日8時間 賄いなしで6,400円 同じく 果樹作業 1日8時間 賄いなしで6,400円 同じく 麦 機械まき 10アール当たり 種子 肥料は別で 9,100円 同じく 大豆コンバイン収穫 10アール当たり 10,000円 同じく 土壌改良剤散布作業 10アール当たり 改良剤別で 1,500円 同じく 乗用防除機 農薬別で2,000円 同じく 弾丸暗渠排水 10アール当たり 3,500円から6,000円 深さ30cm前 後 幅2~4m 同じく 機械あぜ塗り 1メートルあたり 50円から100円 条件による 以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第6号 平成30年度 秋季農作業協定標準賃金について、事務局の説明が終わりました。それでは、何か、ご質問はありませんか。</p>
8 番	<p>この賃金ですが、福岡県の最低賃金がありますが、それに合わせてありますか。</p>
議 長	<p>最低賃金に合わせています。 他に質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので採決に移ります。 議案第6号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第6号は全員賛成にて可決をいたします。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
事務局	<p>次第5 その他 ○農業委員研修旅行について</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。</p>
会長代理	<p>これをもちまして、第6回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
	<p>16:50 終了</p>